

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(売買の停止)</p> <p>第20条 規程第28条の規定により行う売買の停止は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 規程第28条第2号に掲げる場合の売買の停止は、有価証券又はその発行者に関し、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則(その特例を含む。)により開示が必要とされる事実に関する情報が生じている場合において、当取引所が必要と認めた時から、当該情報の真偽及び内容に関する発表等が行われたことを当取引所が確認した後<u>30分</u>を経過した時(監理ポスト若しくは整理ポストへの割当て事由に該当する場合又はそのおそれがあると認める場合は、当取引所が取引ポスト割当ての決定に関する発表を行った後<u>30分</u>を経過した時)までとする。ただし、当該銘柄を整理ポストに割り当てることとした場合その他当取引所が停止の継続を適当と認めた場合は、停止期間を延長することができる。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(削る)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>第20条第3号の改正規定は、平成16年2月16日から、第32条の7の改正規定は平成16年2月1日から施行する。</p>	<p>(売買の停止)</p> <p>第20条 規程第28条の規定により行う売買の停止は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 規程第28条第2号に掲げる場合の売買の停止は、有価証券又はその発行者に関し、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則(その特例を含む。)により開示が必要とされる事実に関する情報が生じている場合において、当取引所が必要と認めた時から、当該情報の真偽及び内容に関する発表等が行われたことを当取引所が確認した後<u>60分</u>を経過した時(監理ポスト若しくは整理ポストへの割当て事由に該当する場合又はそのおそれがあると認める場合は、当取引所が取引ポスト割当ての決定に関する発表を行った後<u>60分</u>を経過した時)までとする。ただし、当該銘柄を整理ポストに割り当てることとした場合その他当取引所が停止の継続を適当と認めた場合は、停止期間を延長することができる。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(<u>立会外買付に関する発表の取扱い</u>)</p> <p><u>第32条の7 規程第46条の6第2項に規定する発表とは、規程第46条の2第3項の規定に基づき、当取引所が買付要領の発表を行ってから12時間を経過したことをいう。</u></p>